

第107期定時株主総会招集ご通知における インターネット開示情報

◆事業報告

主要な事業内容

主要な事業所

業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

業務の適正を確保するための体制の運用状況

株式会社の支配に関する基本方針

◆連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結計算書類の連結注記表

◆計算書類

株主資本等変動計算書

計算書類の個別注記表

(2021年10月1日から2022年9月30日まで)

株式会社E T Sホールディングス

事業報告の「企業集団の現況に関する事項」主要な事業内容、主要な事業所、「業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況」、「株式会社の支配に関する基本方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様へ提供しております。

◆事業報告

主要な事業内容 (2022年9月30日現在)

建設業：株式会社 E T S ホールディングス

| | | |
|-----------------|------------|---------------|
| 電気工事業 | (国土交通大臣許可) | 特定-30・第2837号) |
| 鋼構造物工事業 | (国土交通大臣許可) | 特定-30・第2837号) |
| 土木工事業 | (国土交通大臣許可) | 特定-30・第2837号) |
| とび・土工工事業 | (国土交通大臣許可) | 特定-30・第2837号) |
| 建築工事業 | (国土交通大臣許可) | 特定-30・第2837号) |
| 大工工事業 | (国土交通大臣許可) | 特定-30・第2837号) |
| 左官工事業 | (国土交通大臣許可) | 特定-30・第2837号) |
| 石工事業 | (国土交通大臣許可) | 特定-30・第2837号) |
| 屋根工事業 | (国土交通大臣許可) | 特定-30・第2837号) |
| タイル・レンガ・ブロック工事業 | (国土交通大臣許可) | 特定-30・第2837号) |
| 鉄筋工事業 | (国土交通大臣許可) | 特定-30・第2837号) |
| 板金工事業 | (国土交通大臣許可) | 特定-30・第2837号) |
| ガラス工事業 | (国土交通大臣許可) | 特定-30・第2837号) |
| 防水工事業 | (国土交通大臣許可) | 特定-30・第2837号) |
| 内装仕上工事業 | (国土交通大臣許可) | 特定-30・第2837号) |
| 熱絶縁工事業 | (国土交通大臣許可) | 特定-30・第2837号) |
| 建具工事業 | (国土交通大臣許可) | 特定-30・第2837号) |
| 電気通信工事業 | (国土交通大臣許可) | 特定-30・第2837号) |
| 解体工事業 | (国土交通大臣許可) | 特定-1・第2837号) |
| 管工事業 | (国土交通大臣許可) | 特定-2・第2837号) |
| 塗装工事業 | (国土交通大臣許可) | 一般-30・第2837号) |
| 消防施設工事業 | (国土交通大臣許可) | 一般-30・第2837号) |
| 測量 | (国土交通大臣登録) | (7) -19407号) |

建設業：株式会社 岩井工業所

| | | | |
|----------|----------|------|---------|
| 電気工事業 | (岡山県知事許可 | 特定-1 | ・第626号) |
| 土木工事業 | (岡山県知事許可 | 特定-1 | ・第626号) |
| とび・土工工事業 | (岡山県知事許可 | 特定-1 | ・第626号) |
| 電気通信工事業 | (岡山県知事許可 | 一般-1 | ・第626号) |

建設業：ウウキ産業株式会社

| | | | |
|------|----------|------|-----------|
| 管工事業 | (大阪府知事許可 | 一般-4 | ・第86132号) |
|------|----------|------|-----------|

建設業：中央電気建設株式会社

| | | | |
|---------|----------|------|----------|
| 電気工事業 | (徳島県知事許可 | 特定-1 | ・第3316号) |
| 土木工事業 | (徳島県知事許可 | 特定-1 | ・第3316号) |
| 鋼構造物工事業 | (徳島県知事許可 | 特定-1 | ・第3316号) |
| 塗装工事業 | (徳島県知事許可 | 特定-1 | ・第3316号) |
| 電気通信工事業 | (徳島県知事許可 | 一般-1 | ・第3316号) |

建設業：株式会社電友社

| | | | |
|----------|----------|------|----------|
| 電気工事業 | (徳島県知事許可 | 特定-3 | ・第1469号) |
| 土木工事業 | (徳島県知事許可 | 特定-3 | ・第1469号) |
| とび・土工工事業 | (徳島県知事許可 | 特定-3 | ・第1469号) |
| 石工事業 | (徳島県知事許可 | 特定-3 | ・第1469号) |
| 鋼構造物工事業 | (徳島県知事許可 | 特定-3 | ・第1469号) |
| 舗装工事業 | (徳島県知事許可 | 特定-3 | ・第1469号) |
| しゅんせつ工事業 | (徳島県知事許可 | 特定-3 | ・第1469号) |
| 塗装工事業 | (徳島県知事許可 | 特定-3 | ・第1469号) |
| 水道施設工事業 | (徳島県知事許可 | 特定-3 | ・第1469号) |
| 電気通信工事業 | (徳島県知事許可 | 一般-3 | ・第1469号) |

建物管理業：株式会社東京管理

| | |
|-----------|-------------------------|
| マンション管理業者 | (国土交通大臣 (5)第030385号) |
| 消防設備業 | (豊島消防署 第7号) |
| 警備業 | (東京都公安委員会認定 第30004327号) |

主要な事業所 (2022年9月30日現在)

建設業：株式会社 E T S ホールディングス

- イ. 本社 (東京都豊島区)
- ロ. 事業本部 東北送電事業本部 (宮城県仙台市)
- ハ. 事業部 中部送電事業部 (愛知県名古屋市)
- 関西事業部 (大阪府大阪市)
- 二. 営業所 石巻営業所 (宮城県石巻市)

建設業：株式会社 岩井工業所
本 社 (岡 山 県 岡 山 市)

建設業：ユウキ産業株式会社
本 社 (大 阪 府 大 阪 市)

建設業：中央電気建設株式会社
本 社 (徳 島 県 三 好 市)

建設業：株式会社電友社
本 社 (徳 島 県 徳 島 市)

建物管理業：株式会社東京管理
本 社 (東 京 都 豊 島 区)

業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、1992年に《経営理念》及び《行動規範》を制定し、企業活動の指針としております。この指針に基づいて取締役及び使用人一人一人が法令を遵守し、倫理観をもって行動することに努めておりますが、今後さらに徹底してまいります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書規程」により、取締役の職務の執行に係る情報（取締役会議事録及び稟議書など）を文書又は電磁的媒体に記録し、保存しております。また常時これらを閲覧できるものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社を含むグループ全体のリスク管理の基礎として、「リスク管理規程」の定めにより「リスク管理委員会」を設置し、リスクの未然防止、迅速に対応する体制を構築しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、原則として取締役会を月1回以上開催し、また、必要に応じて臨時取締役会を開催して、重要な項目について審議し、意思決定を行っております。また、事業部会議、部長会を定期的で開催し、各部門の目標達成に向け、具体策を討議及び立案のうえ実行しております。

(5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に従い、子会社の管理及び指導を行うとともに、《経営理念》に基づき企業集団の業績向上、事業の発展を目指しております。

また、親会社との関係については、当社の経営に関する事項は社外を含む取締役及び監査役が出席する取締役会にて決議し方針を定め、独立性を担保して業務の適正を確保しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、内部監査室の要員に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとしております。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

上記の補助する従業員員の人事異動・懲戒処分には、監査役会の承認を得るものとしております。

- (8) **取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ① 取締役は取締役会に監査役の出席を求め、報告しております。
 - ② その他取締役から監査役に報告する事項が生じた場合は必要に応じて報告しております。
 - ③ 子会社については、「関係会社管理規程」において監査役へ速やかに適切に報告する体制を構築しております。
- (9) **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制**
- 当社では、「公益通報者保護規程」を定め、当社及び子会社の報告者等が不当な取扱いを受けることがない体制を確保しております。
- (10) **監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- 監査役会は、代表取締役社長及び会計監査人とそれぞれ必要に応じて意見交換会を開催しております。
- (11) **監査役による職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
- 監査役がその職務の執行について、当社に対し前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理しております。
- (12) **反社会的勢力排除に対する取組**
- 当社は、統括責任者を定め「反社会的勢力対応規程」に基づき、反社会的勢力に対して不当要求に屈しない体制を構築しております。必要に応じて外部関係機関とも連携を図り、有効かつ迅速な対応を行ってまいります。
- (13) **信頼性のある財務報告を確保するための体制**
- 信頼性のある財務報告を確保するため「内部統制実施基準」を制定し、内部統制システムの整備状況及び運用状況を経営者自らが評価し、不備については適時に是正する体制を構築しております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上に掲げた内部統制システムに関して、以下の具体的な取組を行っております。

(1) 反社会的勢力排除に対する取組

当社は、反社会的勢力に対しては、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会及び地区特殊暴力防止対策協議会に加入し、講習会等により情報収集を行っています。また、適宜反社会的勢力に対する情報を社内で共有しております。また、取引先を対象とする調査を適宜行い、基本契約又は覚書を締結し、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の反社会的勢力防止条項を盛り込み、反社会的勢力の排除に努めております。

(2) 損失の危機の管理に対する取組

内部統制に関する委員会を定期的開催し、リスクの見直しを行っております。

(3) 職務執行の適正性及び効率的に行われている事に対する取組

業務分掌規程の改定及び業務執行部門責任者の任命は、取締役会にて実施しており、組織の改廃等に応じて適宜実施しております。また、経営に係る重要な意思決定は、毎週行われる経営会議による審議を経て取締役会に付議しております。取締役8名のうち2名は社外取締役、監査役4名のうち3名は社外監査役に構成されており、社外取締役、社外監査役は取締役会に出席し、随時必要な意見の表明を行っており、経営監視機能の客観性及び中立性は十分確保されております。また、監査役4名は内部監査部門及び会計監査人と密接に連携し、監査の有効性・効率性を高めております。

(4) コンプライアンスに対する取組

当社グループでは、入社時の社内研修や教育の機会を利用し、コンプライアンス教育を行い、法令及び社内規定を遵守するための取組を継続的に行っております。

(5) 当社グループにおける業務の適正性に対する取組

当社グループに関しては、適宜開催される会議において報告事項並びに目標の進捗状況の確認を行うとともに、経営方針の徹底及び重要な情報の伝達を行っております。

内部監査部門は、各業務執行部門及びグループ会社を定期的に監査し、その結果を代表取締役へ報告し、指摘事項の改善状況等を管理しております。

(6) 監査役の監査が実効的に行われる事に対する取組

監査役は原則毎月開催の取締役会に出席し、業務の意思決定並びに業務の執行状況について、法令・定款に違反していないかなどのチェックを行うとともに監査役監査を定期的に行っております。

監査役と内部監査部門及び会計監査人は、それぞれ必要に応じて意見交換会を開催しております。また、監査役から業務補助を行うスタッフの要請があった場合、職務執行の補助要員を配置します。

各監査役は、監査役業務補助スタッフへ直接指揮命令を行うことができます。また、当社及びグループ会社の役員、社員等（グループ各社の監査役を含む。以下同じ）は、当社の内部統制に関する事項について重要事項が生じた場合、担当窓口に対し報告するものとします。報告者に対しては、報告を理由とした不当な取扱いが行なわれないよう「公益通報者保護規程」に従い運用いたします。

株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

◆連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|-------------------------------|---------|---------|-----------|---------|-----------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高 | 989,669 | 763,694 | 913,183 | △2,006 | 2,664,541 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △31,844 | | △31,844 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 | | | 212,724 | | 212,724 |
| 株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額) | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | — | — | 180,880 | — | 180,880 |
| 当 期 末 残 高 | 989,669 | 763,694 | 1,094,063 | △2,006 | 2,845,421 |

| | その他の包括利益累計額 | | | 新株予約権 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------------|------------------|----------|-------------------|--------|-----------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 土地再評価差額金 | その他の包括 利益累計額合計 | | |
| 当 期 首 残 高 | — | △176,165 | △176,165 | 4,500 | 2,492,876 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | △31,844 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 | | | | | 212,724 |
| 株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額) | △222 | | △222 | △3,400 | △3,622 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | △222 | — | △222 | △3,400 | 177,257 |
| 当 期 末 残 高 | △222 | △176,165 | △176,387 | 1,100 | 2,670,133 |

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

株式会社東京管理、株式会社岩井工業所、ユウキ産業株式会社、中央電気建設株式会社、株式会社電友社

連結の範囲の変更

なお、ユウキ産業株式会社及び中央電気建設株式会社の全株式を取得し、同社及びその子会社である株式会社電友社を連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

(ロ) 棚卸資産

未成工事支出金

個別法による原価法

原材料・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法。

| | | |
|--------|---------|--------|
| 主な耐用年数 | 建物・構築物 | 9年～47年 |
| | 機械・運搬具 | 2年～8年 |
| | 工具器具・備品 | 2年～15年 |

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法。なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法。

(ハ) リース資産

- ① 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法。
- ② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

③ 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(ハ) 完成工事補償引当金

完成引渡済工事に係る契約不適合の費用に備えるため、過年度の実績を基礎に将来の補償見込額を加味して算定した見積補償額を計上しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生年度以降10年以内でその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当社グループは、電気工事の請負を主要な事業としており、顧客との工事契約に基づき、工事を完成させ引き渡す履行義務を負っております。当該工事契約は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、連結会計年度末までに発生した工事原価が、予想される工事原価総額に占める割合（原価比例法）に基づいて行っております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができず、かつ当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる工事については、原価回収基準を適用しております。また、これらに該当しない工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

③ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

④ 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は次のとおりです。

・ 工事契約に係る収益認識

従来は請負工事契約に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる工事には工事進行基準を、それ以外の工事には工事完成基準を適用しておりました。これを当連結会計年度より、一定の期間にわたり充足される履行義務は、少額もしくは期間が短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、少額もしくは期間が短い工事については一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識することとしております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(原価比例法)で算出しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形・完成工事未収入金等」は、当連結会計年度より「受取手形・完成工事未収入金及び契約資産」に含めて表示しております。また、「流動負債」に表示していた「未成工事受入金」は、「契約負債」として表示しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「固定資産」の「機械・運搬具」に含まれておりました「リース資産」(前連結会計年度3,276千円)、「流動負債」の「その他」に含まれておりました「短期リース債務」(前連結会計年度3,326千円)及び「固定負債」の「その他」に含まれておりました「長期リース債務」(前連結会計年度554千円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

4. 追加情報

(1) 法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果

当社及び連結子会社は従来連結納税制度を適用しておりましたが、当連結会計年度中にグループ通算制度を適用しない旨の届出書を提出したことにより翌連結会計年度から単体納税制度に移行することとなりました。これに伴い、法人税及び地方法人税に係る税効果会計については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)第33項の取扱いに基づき、翌連結会計年度より単体納税制度を適用することを前提として会計処理及び開示を行っております。

なお、法人税及び地方法人税に関する会計処理及び開示については、当連結会計年度においては連結納税制度が適用されていることから、「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(実務対応報告第5号 2018年2月16日)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(実務対応報告第7号 2018年2月16日)に従っております。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積りについて

当社グループでは、連結計算書類作成時点において入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症につきましては、現時点において当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼすものではありませんが、収束時期等については不確定要素が多く、引き続き今後の動向を注視してまいります。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 一定の期間にわたり充足される履行義務による収益

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

| | |
|-------|-------------|
| 完成工事高 | 4,671,829千円 |
|-------|-------------|

② 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

履行義務の充足に係る進捗度の測定は、連結会計年度末までに発生した工事原価が、予想される工事原価総額に占める割合（原価比例法）に基づいて行っております。工事原価総額は、工事契約ごとに策定した実行予算に基づき算定しております。実行予算は、作成時点で入手可能な情報に基づき、作業内容や原材料価格等について仮定し策定しておりますが、工事契約の変更や仕様変更、工事着手後の状況の変化等、一定の不確定性が伴います。工事の進捗等に伴い継続して実行予算の見直しを行っておりますが、実際の工事原価総額と異なった場合、翌連結会計年度に係る連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

| | |
|--------|----------|
| 繰延税金資産 | 10,239千円 |
|--------|----------|

② 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、税効果会計を適用し、繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しております。繰延税金資産の計上にあたり、事業計画や一時差異の解消スケジュール等を基に将来の課税所得を見積り、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。当社グループは当該回収可能性の判断は合理的であると判断しておりますが、課税所得が生じる時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

| | |
|------|-----------|
| 定期預金 | 154,530千円 |
| 土地 | 207,358千円 |
| 建物 | 1,716千円 |
| 計 | 363,604千円 |

② 担保に係る債務

| | |
|-------|-----------|
| 短期借入金 | 100,000千円 |
| 計 | 100,000千円 |

(注) 担保に供している定期預金についてはパフォーマンスボンド等の発行のため差し入れたもので、当連結会計年度末現在、対応債務は存在しておりません。

(2) 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行15行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

| | |
|------------|-------------|
| 当座貸越極度額の総額 | 2,260,000千円 |
| 借入実行残高 | 691,000千円 |
| 差引額 | 1,569,000千円 |

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 1,705,871千円

(4) 顧客との契約から生じた受取手形・完成工事未収入金及び契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりです。

| | |
|----------|-------------|
| 受取手形 | 9,170千円 |
| 完成工事未収入金 | 718,785千円 |
| 契約資産 | 1,081,580千円 |

(5) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日 2000年9月30日

再評価を行った土地の期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額 △62,358千円

(6) 偶発債務

当社は、2019年8月29日に株式会社アークデザインインターナショナルより、工事請負代金55,604千円の支払いを求める訴訟の提起を受けております。当社といたしましては、発注者を含めた3社間の合意書により、発注者に対する当社の請負代金債権を株式会社アークデザインインターナショナルに譲渡することが合意されていることにより請負代金債務は消滅したものと考えており、訴訟においても当社の正当性を主張していく方針であります。

7. 連結損益計算書に関する注記

(1) 助成金収入

雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）等であり
ます。

(2) 固定資産売却益の内訳

| | |
|--------|----------|
| 建物・構築物 | 3,724千円 |
| 機械・運搬具 | 8,750千円 |
| 計 | 12,474千円 |

(3) 固定資産除却損の内訳

| | |
|--------|-----|
| 機械・運搬具 | 0千円 |
|--------|-----|

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

| | |
|--------------|------------|
| 株式の種類 | 普通株式 |
| 当連結会計年度期首株式数 | 6,375,284株 |
| 当連結会計年度増加数 | 一株 |
| 当連結会計年度減少数 | 一株 |
| 当連結会計年度末株式数 | 6,375,284株 |

(2) 新株予約権に関する事項

| 区分 | 内訳 | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数（千株） | | | 当連結会計年度末残高（千円） |
|----|------------------------|------------|---------------|----|----|----------------|
| | | | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | |
| 当社 | ストック・オプションとしての第2回新株予約権 | | | — | | 900 |
| | ストック・オプションとしての第3回新株予約権 | | | — | | 200 |
| | 合計 | | | — | | 1,100 |

(3) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|-----------------------|-------|-------|----------------|---------------------|------------|-------------|
| 2021年12月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 31,844 | 5.00 | 2021年9月30日 | 2021年12月27日 |

(4) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|-----------------------|-------|-------|----------------|---------------------|------------|-------------|
| 2022年12月23日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 44,582 | 7.00 | 2022年9月30日 | 2022年12月26日 |

(注) 2022年12月23日開催予定の定時株主総会において、上記議案を付議いたします。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については一時的な剰余金は原則として流動性が高く安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行からの借入により調達する方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、信用調査資料等により取引先の信用力を適正に評価し、取引の可否を決定しております。

営業債務である工事未払金は、1年以内の支払期日であります。

短期借入金、長期借入金及び社債は、主に運転資金に係る資金の調達を目的としたものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（注1）を参照ください。）。

| | 連結貸借対照表 計上額(千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------------|--------------------|------------|------------|
| ①現金預金 | 2,481,706 | 2,481,706 | — |
| ②受取手形・完成工事未収入金及び契約資産 | 1,809,536 | 1,809,536 | — |
| ③投資有価証券 その他有価証券 | 7,249 | 7,249 | — |
| 資産計 | 4,298,492 | 4,298,492 | — |
| ①工事未払金 | 1,102,956 | 1,102,956 | — |
| ②短期借入金 | 691,000 | 691,000 | — |
| ③社債（※1） | 41,500 | 41,192 | △307 |
| ④長期借入金（※2） | 1,198,280 | 1,192,035 | △6,244 |
| ⑤リース債務 | 103,668 | 103,409 | △259 |
| ⑥未払法人税等 | 68,650 | 68,650 | — |
| ⑦未払消費税等 | 169,999 | 169,999 | — |
| 負債計 | 3,376,055 | 3,369,243 | △6,811 |

（※1）1年内償還予定の社債を含んでおります。

（※2）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注1）市場価格のない株式等は、時価開示の対象とはしておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分 | 連結貸借対照表計上額(千円) |
|-------|----------------|
| 非上場株式 | 80,136 |

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額（単位：千円）

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|---------------------|-----------|-------------|--------------|------|
| 現金預金 | 2,481,706 | — | — | — |
| 受取手形・完成工事未収入金及び契約資産 | 1,809,536 | — | — | — |
| 合計 | 4,291,242 | — | — | — |

(注3) 社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|
| 短期借入金 | 691,000 | — | — | — | — | — |
| 社債 | 7,000 | 34,500 | — | — | — | — |
| 長期借入金 | 291,371 | 294,502 | 256,993 | 178,836 | 89,794 | 86,784 |
| リース債務 | 19,143 | 17,717 | 17,406 | 16,606 | 16,387 | 16,406 |
| 合計 | 1,008,514 | 346,719 | 274,399 | 195,443 | 106,182 | 103,191 |

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

| 区分 | 時価 (千円) | | | |
|--------------|---------|------|------|-------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | | | | |
| 株式 | 7,249 | — | — | 7,249 |
| 資産計 | 7,249 | — | — | 7,249 |

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分 | 時価 (千円) | | | |
|-------|---------|-----------|------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 社債 | — | 41,192 | — | 41,192 |
| 長期借入金 | — | 1,192,035 | — | 1,192,035 |
| リース債務 | — | 103,409 | — | 103,409 |
| 負債計 | — | 1,336,636 | — | 1,336,636 |

・有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

・社債

社債の時価は、市場価格がないため、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

・長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

・リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様のリース取組を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。

10.収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

| | 報告セグメント | | | その他 | 合計 |
|---------------|-----------|--------------|-----------|--------|-----------|
| | 電気 工事業 | 建物管理 ・清掃業 | 計 | | |
| 得意先別内訳 | | | | | |
| 民間 | 2,690,115 | 991,923 | 3,682,038 | — | 3,682,038 |
| 官公庁 | 70,023 | — | 70,023 | — | 70,023 |
| 電力会社 | 2,900,386 | — | 2,900,386 | 35,958 | 2,936,345 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 5,660,525 | 991,923 | 6,652,448 | 35,958 | 6,688,406 |
| 外部顧客への売上高 | 5,660,525 | 991,923 | 6,652,448 | 35,958 | 6,688,406 |
| 収益認識の時期 | | | | | |
| 一時点 | 988,695 | 991,923 | 1,980,618 | — | 1,980,618 |
| 一定の期間 | 4,671,829 | — | 4,671,829 | 35,958 | 4,707,788 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 5,660,525 | 991,923 | 6,652,448 | 35,958 | 6,688,406 |
| 外部顧客への売上高 | 5,660,525 | 991,923 | 6,652,448 | 35,958 | 6,688,406 |

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、売電事業を含んでおります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) その他連結計算書類作成のための重要な事項①収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

| | 当連結会計年度 |
|---------------------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 437,516 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 727,956 |
| 契約資産（期首残高） | 785,999 |
| 契約資産（期末残高） | 1,081,580 |
| 契約負債（期首残高） | 159,743 |
| 契約負債（期末残高） | 188,436 |

契約資産は当社グループが顧客に移転した財またはサービスと交換に受け取る対価に対する当社グループの権利であります。契約資産は対価に対する権利が無条件になった時点で完成工事未収入金に振り替えられます。契約負債は財またはサービスを顧客に移転する当社グループの義務に対して、顧客から対価を受け取ったものまたは対価を受け取る期限が到来しているものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度中に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は159,743千円であります。また、当連結会計年度において、契約資産が増加した主な理由は、子会社の取得によるものであります。

過去の期間に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額は5,201,956千円であり、当該取引価格は最長で6年以内に収益として認識されると見込んでおります。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 419円07銭

(2) 1株当たり当期純利益金額 33円40銭

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益 212,724千円

普通株主に帰属しない金額 一千円

普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 212,724千円

普通株式の期中平均株式数 6,368千株

12. 重要な後発事象に関する注記

(1) 社債の発行

当社は、2022年10月27日開催の当社取締役会決議に基づき、以下のとおり社債を発行いたしました。

① 第1回無担保社債

| | |
|----------|--|
| ア. 社債の銘柄 | 株式会社E T Sホールディングス 第1回無担保社債（香川銀行保証付） |
| イ. 発行総額 | 200,000千円 |
| ウ. 発行価格 | 額面100円につき100円 |
| エ. 払込期日 | 2022年11月21日 |
| オ. 償還期限 | 2029年11月20日（7年債） |
| カ. 資金用途 | 運転資金 |

② 第2回無担保社債

| | |
|----------|--|
| ア. 社債の銘柄 | 株式会社E T Sホールディングス 第2回無担保社債（四国銀行保証付） |
| イ. 発行総額 | 200,000千円 |
| ウ. 発行価格 | 額面100円につき100円 |
| エ. 払込期日 | 2022年11月30日 |
| オ. 償還期限 | 2027年11月29日（5年債） |
| カ. 資金用途 | 運転資金 |

③ 第3回無担保社債

| | |
|----------|--|
| ア. 社債の銘柄 | 株式会社E T Sホールディングス 第3回無担保社債（徳島大正銀行保証付） |
| イ. 発行総額 | 100,000千円 |
| ウ. 発行価格 | 額面100円につき100円 |
| エ. 払込期日 | 2022年11月30日 |
| オ. 償還期限 | 2027年11月29日（5年債） |
| カ. 資金用途 | 運転資金 |

(2) 当座貸越契約の締結及び借入実行

① 当社は、株式会社四国銀行との当座貸越契約に基づき、以下の借入を実行いたしました。

| | |
|----------|-------------|
| ア. 借入金額 | 100,000千円 |
| イ. 借入実行日 | 2022年10月3日 |
| ウ. 返済期日 | 2022年12月30日 |
| エ. 資金用途 | 運転資金 |

② 当社は、2022年9月29日開催の取締役会における決議に基づき、以下の当座貸越契約を株式会社百十四銀行と締結し、借入を実行いたしました。

(当座貸越契約)

| | |
|---------|-----------------------|
| ア. 極度額 | 200,000千円 |
| イ. 契約日 | 2022年10月3日 |
| ウ. 契約期間 | 2022年10月3日～2023年3月31日 |

(借入)

| | |
|----------|------------|
| ア. 借入金額 | 200,000千円 |
| イ. 借入実行日 | 2022年10月3日 |
| ウ. 返済期日 | 2023年3月31日 |
| エ. 資金用途 | 運転資金 |

(3) 海外子会社の設立

当社は、2022年10月27日開催の取締役会において、以下のとおり海外子会社を設立することを決議しました。

① 目的

マレーシア国内外での投資事業、投資管理、連結決算支援のため、マレーシア子会社を設立することとしております。

② 子会社の概要

| | |
|----------|--|
| ア. 会社名 | Gi2 Partners Sdn. Bhd. |
| イ. 所在地 | c/o Mega Corporate Services Sdn Bhd Level 15-2, Bangunan Faber Imperial Court, Jalan Sultan Ismail, 50250, Kuala Lumpur, Malaysia |
| ウ. 事業の内容 | 投資事業、投資管理、連結決算支援 |
| エ. 資本金 | 最低MYR1,000,000 (約31,000千円) |
| オ. 設立の時期 | 2022年11月16日 |
| カ. 出資比率 | 当社 100% |

13. その他の注記

(1) スtock・オプション等関係

① 連結計算書類への影響額

連結計算書類への影響はありません。

② スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

ア. スtock・オプションの内容

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|---------------------------|
| 会社名 | 当社 | 当社 | 当社 |
| 決議年月日 | 2019年12月20日 | 2020年12月23日 | 2022年2月8日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社元取締役2名 | 当社取締役1名 | 当社取締役1名 |
| 株式の種類別のStock・オプションの数(注)1 | 普通株式600,000株 | 普通株式300,000株 | 普通株式200,000株 |
| 付与日 | 2020年1月10日 | 2021年1月8日 | 2022年3月1日 |
| 権利確定条件 | (注)2 | (注)2 | (注)2 |
| 対象勤務期間 | 定めておりません。 | 定めておりません。 | 定めておりません。 |
| 権利行使期間 | 自2024年1月1日 至2030年1月9日 | 自2025年1月1日 至2031年1月7日 | 自2026年1月1日 至2032年2月28日 |

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、第1回新株予約権は2023年9月期から2025年9月期までのいずれかの期において営業利益が5億円を超過、第2回新株予約権は2024年9月期から2026年9月期までのいずれかの期において営業利益が5億円を超過、第3回新株予約権は2025年9月期から2027年9月期までのいずれかの期において営業利益が6億円を超過した場合、本新株予約権を当該営業利益の水準を最初に満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。なお、営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益を参照するものとし、当該連結損益計算書に本新株予約権による株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時まで継続して、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

イ.ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2022年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(ア) スtock・オプションの数

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 |
|----------|-------------|-------------|-----------|
| 会社名 | 当社 | 当社 | 当社 |
| 決議年月日 | 2019年12月20日 | 2020年12月23日 | 2022年2月8日 |
| 権利確定前(株) | | | |
| 前連結会計年度末 | 600,000 | 300,000 | — |
| 付与 | — | — | 200,000 |
| 失効 | 600,000 | — | — |
| 権利確定 | — | — | — |
| 未確定残 | — | 300,000 | 200,000 |
| 権利確定後(株) | | | |
| 前連結会計年度末 | — | — | — |
| 権利確定 | — | — | — |
| 権利行使 | — | — | — |
| 失効 | — | — | — |
| 未行使残 | — | — | — |

(イ) 単価情報

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 |
|--------------------|-------------|-------------|-----------|
| 会社名 | 当社 | 当社 | 当社 |
| 決議年月日 | 2019年12月20日 | 2020年12月23日 | 2022年2月8日 |
| 権利行使価格 (円) | 878 | 774 | 723 |
| 行使時平均株価 (円) | — | — | — |
| 付与日における公正な評価単価 (円) | 385 | 579 | 295 |

③ 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ア.使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

イ.主な基礎数値及びその見積方法

| | 第3回新株予約権 |
|---------------|----------|
| 株価変動性 (注) 1 | 48.59% |
| 予想残存期間 (注) 2 | 6.9年 |
| 予想配当 (注) 3 | 5円/株 |
| 無リスク利子率 (注) 4 | 0.041% |

- (注) 1 2015年3月から2022年3月までの株価実績に基づき算定しました。
 2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
 3 2021年9月期の配当実績によります。
 4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

④ スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(2) 企業結合等関係

取得による企業結合

① ユウキ産業株式会社

当社は、2021年11月12日開催の取締役会において、ユウキ産業株式会社の株式を取得して完全子会社化することを決議し、2021年12月1日付で全株式を取得いたしました。

ア.企業結合の概要

(ア) 被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称 ユウキ産業株式会社

事業の内容 空調工事、水処理工事、電気工事、各種環境測定
他

(イ) 企業結合を行った主な理由

空調工事から電気工事まで一括受注体制を整備することによる事業拡大と、ユウキ産業株式会社の持つ強固な顧客ネットワークに加え、電気工事と親和性の高い空調工事の技術が加わることで業容拡大に繋がり、また、ソリューション営業の強化、事業拡大、人員交流により企業価値が向上すると判断し、ユウキ産業株式会社を子会社化することといたしました。

(ウ) 企業結合日

2021年12月1日

(エ) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(オ) 企業結合後の名称

変更ありません。

(カ) 取得した議決権比率

100%

(キ) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

イ.連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2021年12月1日から2022年9月30日

ウ.被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

| | | |
|-------|----|-----------|
| 取得の対価 | 現金 | 640,000千円 |
| 取得原価 | | 640,000千円 |

エ.主要な取得関連費用の内容及び金額

| | |
|--------------|----------|
| デューデリジェンス費用等 | 32,700千円 |
|--------------|----------|

オ.発生したのれん金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(ア) 発生したのれん金額

31,539千円

(イ) 発生原因

今後の事業展開から期待される将来の超過収益力によるものであります。

(ウ) 償却方法及び償却期間

3年間にわたる均等償却

② 中央電気建設株式会社

当社は、2022年5月10日開催の取締役会において、中央電気建設株式会社の株式を取得して完全子会社化することを決議し、2022年6月1日に全株式を取得しました。本件株式取得に伴い、中央電気建設株式会社の子会社である株式会社電友社が当社の連結子会社となりました。

ア.企業結合の概要

(ア) 被取得企業の名称及びその事業内容

| | |
|----------|------------|
| 被取得企業の名称 | 中央電気建設株式会社 |
| 事業の内容 | 送電線工事 |

(イ) 企業結合を行った主な理由

中央電気建設株式会社は徳島県を中心にして、主に鉄塔建替、電線張替等の送電工事で多くの実績を残しており、主要顧客である四国電力送配電株式会社からも高い評価を得ております。また、同社が保有する多くの資格技術者、高所作業員、主要顧客とのリレーションを活用し、共同営業体制や工事施工要員の人材交流等、当社の東北送電事業本部、電力インフラ本部及び子会社の株式会社岩井工業所とのシナジー効果が期待できると判断し、子会社化することといたしました。

(ウ) 企業結合日

2022年6月1日

(エ) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(オ) 結合後企業の名称

変更ありません。

(カ) 取得した議決権比率

100%

(キ) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

イ.連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2022年6月1日から2022年9月30日

ウ.被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

| | | |
|-------|----|-----------|
| 取得の対価 | 現金 | 101,000千円 |
| 取得原価 | | 101,000千円 |

エ.主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用等 12,526千円

オ.負ののれん発生益の金額、発生原因

(ア) 発生した負ののれんの金額

66,839千円

(イ) 発生原因

企業結合時における時価純資産が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として処理しております。

(3) 資産除去債務関係

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

太陽光発電設備の廃棄費用について、資産除去債務を計上しております。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

太陽光発電設備の使用見込み期間を取得から17年と見積り、割引率は0.328%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当連結会計年度末における当該資産除去債務の総額の増減

| | |
|-----------------|----------|
| 期首残高 | 37,852千円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 一千円 |
| 時の経過による調整額 | 124千円 |
| 期末残高 | 37,976千円 |

◆計算書類

株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------------|---------------|-------------------------------|---------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| | | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金 | | |
| 当 期 首 残 高 | 989,669 | 247,417 | 516,277 | 763,694 | 900,680 | △2,006 | 2,652,038 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | △31,844 | | △31,844 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | 53,945 | | 53,945 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純 額) | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | — | — | 22,100 | — | 22,100 |
| 当 期 末 残 高 | 989,669 | 247,417 | 516,277 | 763,694 | 922,781 | △2,006 | 2,674,139 |

| | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------------|-----------------|---------------------|-----------|-----------|
| | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | | |
| 当 期 首 残 高 | △176,165 | △176,165 | 4,500 | 2,480,373 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | △31,844 |
| 当 期 純 利 益 | | | | 53,945 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純 額) | | | △3,400 | △3,400 |
| 当期変動額合計 | — | — | △3,400 | 18,700 |
| 当 期 末 残 高 | △176,165 | △176,165 | 1,100 | 2,499,074 |

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金

個別法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法。

| | | |
|--------|--------|--------|
| 主な耐用年数 | 建物・構築物 | 9年～47年 |
|--------|--------|--------|

| | | |
|--|--------|-------|
| | 機械・運搬具 | 2年～8年 |
|--|--------|-------|

| | | |
|--|---------|--------|
| | 工具器具・備品 | 2年～15年 |
|--|---------|--------|

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法。なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法。

③ リース資産

ア. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法。

イ. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 完成工事補償引当金

完成引渡済工事に係る契約不適合の費用に備えるため、過年度の実績を基礎に将来の補償見込額を加味して算定した見積補償額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当社は、電気工事の請負を主要な事業としており、顧客との工事契約に基づき、工事を完成させ引き渡す履行義務を負っております。当該工事契約は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、事業年度末までに発生した工事原価が、予想される工事原価総額に占める割合（原価比例法）に基づいて行っております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができず、かつ当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる工事については、原価回収基準を適用しております。また、これらに該当しない工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

② 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

(1) 収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は次のとおりです。

・ 工事契約に係る収益認識

従来は請負工事契約に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる工事には工事進行基準を、それ以外の工事には工事完成基準を適用しておりました。これを当事業年度より、一定の期間にわたり充足される履行義務は、少額もしくは期間が短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、少額もしくは期間が短い工事については一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識することとしております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(原価比例法)で算出しております。

収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高、当事業年度の損益に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「完成工事未収入金」は、当事業年度より「受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産」に含めて表示しております。また、「流動負債」に表示していた「未成工事受入金」は、「契約負債」として表示しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「固定資産」の「機械・運搬具」に含まれておりました「リース資産」(前事業年度3,276千円)、「流動負債」の「その他」に含まれておりました「短期リース債務」(前事業年度3,326千円)及び「固定負債」の「その他」に含まれておりました「長期リース債務」(前事業年度554千円)については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

4. 追加情報

(法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果)

当社及び連結子会社は従来連結納税制度を適用しておりましたが、当事業年度中にグループ通算制度を適用しない旨の届出書を提出したことにより翌事業年度から単体納税制度に移行することとなりました。これに伴い、法人税及び地方法人税に係る税効果会計については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)第33項の取扱いに基づき、翌事業年度より単体納税制度を適用することを前提として会計処理及び開示を行っております。

なお、法人税及び地方法人税に関する会計処理及び開示については、当事業年度においては連結納税制度が適用されていることから、「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(実務対応報告第5号 2018年2月16日)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(実務対応報告第7号 2018年2月16日)に従っております。

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積りについて)

当社では、計算書類作成時点において入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症につきましては、現時点において当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼすものではありませんが、収束時期等については不確定要素が多く、引き続き今後の動向を注視してまいります。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 一定の期間にわたり充足される履行義務による収益

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

完成工事高 3,999,647千円

② 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

履行義務の充足に係る進捗度の測定は、事業年度末までに発生した工事原価が、予想される工事原価総額に占める割合（原価比例法）に基づいて行っております。工事原価総額は、工事契約ごとに策定した実行予算に基づき算定しております。実行予算は、作成時点で入手可能な情報に基づき、作業内容や原材料価格等について仮定し策定しておりますが、工事契約の変更や仕様変更、工事着手後の状況の変化等、一定の不確実性が伴います。工事の進捗等に伴い継続して実行予算の見直しを行っておりますが、実際の工事原価総額と異なった場合、翌事業年度に係る計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 4,887千円

② 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、税効果会計を適用し、繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しております。繰延税金資産の計上にあたり、事業計画や一時差異の解消スケジュール等を基に将来の課税所得を見積り、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。当社は当該回収可能性の判断は合理的であると判断していますが、課税所得が生じる時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

| | |
|------|-----------|
| 定期預金 | 154,530千円 |
| 土地 | 207,358千円 |
| 建物 | 1,716千円 |
| 計 | 363,604千円 |

② 担保に係る債務

| | |
|-------|-----------|
| 短期借入金 | 100,000千円 |
| 計 | 100,000千円 |

(注) 担保に供している定期預金についてはパフォーマンスボンド等の発行のため差し入れたもので、当事業年度末現在、対応債務は存在していません。

(2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

| | |
|------------|-------------|
| 当座貸越極度額の総額 | 1,900,000千円 |
| 借入実行残高 | 691,000千円 |
| 差引額 | 1,209,000千円 |

(3) 関係会社に対する金銭債権・債務

| | |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 68,327千円 |
| 短期金銭債務 | 629千円 |

(4) 有形固定資産の減価償却累計額

931,126千円

(5) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日 2000年9月30日

再評価を行った土地の当期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額 Δ 62,358千円

(6) 偶発債務

当社は、2019年8月29日に株式会社アークデザインインターナショナルより、工事請負代金55,604千円の支払いを求める訴訟の提起を受けております。当社といたしましては、発注者を含めた3社間の合意書により、発注者に対する当社の請負代金債権を株式会社アークデザインインターナショナルに譲渡することが合意されていることにより請負代金債務は消滅したものと考えており、訴訟においても当社の正当性を主張していく方針であります。

7. 損益計算書に関する注記

- | | |
|------------------------|----------|
| (1) 関係会社との営業取引による取引高 | 1,188千円 |
| (2) 関係会社との営業取引以外による取引高 | 70,504千円 |
| (3) 助成金収入 | |

雇用調整助成金(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)等であり
ます。

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | |
|------------|--------|
| 株式の種類 | 普通株式 |
| 当事業年度期首株式数 | 6,341株 |
| 当事業年度増加数 | 一株 |
| 当事業年度減少数 | 一株 |
| 当事業年度末株式数 | 6,341株 |

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|-----------------|------------------------|
| 繰延税金資産 | |
| 賞与引当金 | 4,446 千円 |
| 貸倒引当金 | 8,270 千円 |
| 退職給付引当金 | 17,556 千円 |
| 繰越欠損金 | 8,556 千円 |
| 関係会社株式評価損 | 72,369 千円 |
| 資産除去債務 | 11,620 千円 |
| その他 | 6,431 千円 |
| 小計 | <u>129,249 千円</u> |
| 評価性引当額 | <u>△114,344 千円</u> |
| 繰延税金資産合計 | <u>14,905 千円</u> |
| 繰延税金負債 | |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | <u>△10,017 千円</u> |
| 繰延税金負債合計 | <u>△10,017 千円</u> |
| 繰延税金資産の純額 | <u><u>4,887 千円</u></u> |

再評価に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

| | |
|-----------------|-------------------------|
| 再評価に係る繰延税金資産 | |
| 土地再評価差額金 | 58,164 千円 |
| 評価性引当額 | <u>△58,164 千円</u> |
| 再評価に係る繰延税金資産合計 | — 千円 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | |
| 土地再評価差額金 | <u>△6,163 千円</u> |
| 再評価に係る繰延税金負債合計 | <u>△6,163 千円</u> |
| 再評価に係る繰延税金負債の純額 | <u><u>△6,163 千円</u></u> |

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金 又は 出資金 (千円) | 事業の内容 又は 職業 | 議決 等有 所割 権 (被 有) 合 | 関係内容 事業上の 関係 | 取引の内容 | 取引 金額 (千円) | 科目 | 期末 残高 (千円) |
|-----|----------------------|------------|--------------------------|----------------|--------------------------------------|--------------------|----------------------|------------------|------|------------------|
| 子会社 | 株 式 会 社 東 京 管 理 | 東京都 豊島区 | 30,000 | 建物 管理業 | 所有 直接100% | 清掃の委託 | 連結納税 に伴う支 払予定額 | 16,337 | 未収入金 | 16,337 |
| | | | | | | | 業務の委託 | 2,400 | 未収入金 | 220 |
| | | | | | | | 清掃の委託 | 664 | 未払金 | 156 |
| 子会社 | 株 式 会 社 岩 井 工 業 所 | 岡山県 岡山市 | 40,000 | 電気 工事業 | 所有 直接100% | 連結納税 | 連結納税 に伴う支 払予定額 | 35,648 | 未収入金 | 35,648 |
| 子会社 | ユウキ産業 株 式 会 社 | 大阪府 大阪市 | 10,000 | 建物 管理業 | 所有 直接100% | 設備工事 | 連結納税 に伴う支 払予定額 | 15,145 | 未収入金 | 15,145 |
| | | | | | | | 設備工事 | 430 | 未払金 | 473 |
| 子会社 | 中央電気建設 株 式 会 社 | 徳島県 三好市 | 20,000 | 電気 工事業 | 所有 直接100% | 連結納税 | 連結納税 に伴う支 払予定額 | 350 | 未収入金 | 350 |
| 子会社 | 株 式 会 社 電 友 社 | 徳島県 徳島市 | 20,000 | 電気 工事業 | 所有 間接100% | 連結納税 | 連結納税 に伴う支 払予定額 | 621 | 未収入金 | 621 |

(注)1 記載金額には、債権債務に係る金額については消費税等が含まれ、損益に係る金額については消費税等は含まれておりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

11. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|---------------------------------------|----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 392円21銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 8円47銭 |
| (注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 | |
| 当期純利益 | 53,945千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | 一千円 |
| 普通株式に係る当期純利益 | 53,945千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 6,368千株 |

12. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

13. その他の注記

(ストックオプション等関係)

連結注記表「その他の注記（ストック・オプション等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

連結注記表「その他の注記（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

| | |
|--|----------|
| (1) 当該資産除去債務の概要 | |
| 太陽光発電設備の廃棄費用について、資産除去債務を計上しております。 | |
| (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法 | |
| 太陽光発電設備の使用見込み期間を取得から17年と見積り、割引率は0.328%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。 | |
| (3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減 | |
| 期首残高 | 37,852千円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 一千円 |
| 時の経過による調整額 | 124千円 |
| 期末残高 | 37,976千円 |

(退職給付会計関係)

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度及び確定給付年金制度を採用しているほか、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

退職一時金制度は、年俸制度を適用していない従業員に対するものであります。

当社は確定給付型制度として、東京都電設工業厚生年金基金に加入していましたが、2015年10月1日付で厚生労働大臣から将来分の代行返上の認可を受け、2018年4月1日付で東京都電設工業企業年金基金に移行しております。同基金は、複数事業主制度に係る総合設立型の制度であり、自社の拠出に対する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に要拠出額を費用処理しております。

なお、当社は、退職金規程に基づく期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法によっております。

・要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項

① 制度全体の積立状況に関する事項 (2022年3月31日現在)

| | |
|----------------|--------------|
| 年金資産の額 | 72,505,606千円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額 | 77,641,739千円 |
| 差引額 | △5,136,133千円 |

② 制度全体に占める当社の掛金拠出割合(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

0.7%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高12,486,033千円及び剰余金7,349,900千円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年元利均等償却であり、当社は、当事業年度の計算書類上、特別掛金12,464千円を費用処理しております。なお、上記②の割合は当社の実際の負担割合とは一致いたしません。

なお、当社が加入している東京都電設工業厚生年金基金は、2015年10月1日付で厚生労働大臣から将来分の代行返上の許可を受けており、最低責任準備金のうち1,000億円を前納しております。

過去分については2018年4月1日付で返上の許可を受け、同日付で東京都電設工業企業年金基金に移行しております。当基金の移行による追加負担額の発生は見込んでおりません。

| | |
|-------------------|----------|
| (2) 退職給付債務に関する事項 | |
| 退職給付債務 | 57,372千円 |
| 退職給付引当金 | 57,372千円 |
| (3) 退職給付費用に関する事項 | |
| (ア) 勤務費用 | 3,558千円 |
| (イ) 企業年金基金に係る要拠出額 | 16,222千円 |
| (ウ) 確定拠出年金に係る要拠出額 | 3,705千円 |
| 退職給付費用 | 23,487千円 |